

平成29年10月6日
社会資本整備審議会
建築分科会・建築基準部会
住宅局資料

国住指第 1701 号
平成 24 年 8 月 10 日

社会资本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣
羽田 雄一郎

諮問

下記の事項について、ご意見を承りたい。

記

今後の建築基準制度のあり方について

以上

諮詢問

今後の建築基準制度のあり方について

諮詢理由

国民生活や社会経済活動の中心的な場となる建築物の安全等を確保するための建築基準法及び建築士法は戦後復興期に制定され、その後の社会情勢の推移に応じて規制の追加・改廃等がなされてきた。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の新たな関連法も制定されてきた。この結果、法体系が複雑でわかりにくいとの指摘がなされている。一方、社会経済的なニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来、環境制約の一層の高まりなど様々な課題に社会全体として対応が求められる中、建築行政として

- ・多様化・高度化するニーズに対応した建築物整備や新技術の導入の円滑化に向けた基準及び手続きの合理化
 - ・安全・安心の確保に向けた災害及び事故対策の推進
 - ・良質な建築ストックの形成に向けた既存建築物対策の充実強化
- 等の要請に的確に対応することが求められており、例えば、新たな木造建築等を可能とする建築基準の合理化、確認検査手続き等の一層の迅速化・合理化、耐震改修等の促進による危険な建築ストックの改善等が課題となっている。

建築基準法等の建築法体系全体の目指すべき基本的方向に関して検討を行った「建築法体系勉強会」においても、現行の法体系について：①時代の変化に対応したわかりやすい規制体系への移行；②実効性が確保され、効率的な規制制度への見直し；③専門家の資質確保・向上に資する資格制度への見直し；④所有者等が的確に判断できる法体系への見直しが必要であるとして今後の検討課題が提起された。

このような状況を踏まえ、建築基準制度について、具体的な制度見直しのあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮詢を行う理由である。